



長寿医療制度について

～平成20年度の長寿医療制度改正の経過と平成21年度の改正についてまとめました～

○平成20年度の主な制度改正について

長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減(7月実施)

- ・均等割軽減・・・7割→8.5割へ(鳥取県は一律6,000円)
- ・所得割軽減・・・原則一律50%(年金収入153万円～211万円の方)

保険料の支払いについて

- ・7月に普通徴収の対象者の拡大が実施されましたが、その後12月には、年金からの支払いと口座振替の選択制となりました。

長寿医療制度の施行により加入の変化に伴う問題についての改正

- ・月の途中で75歳となり長寿医療制度に移行する場合に、移行の前後でそれぞれ自己負担限度額を支払い、限度額が2倍になるという問題がありましたが、これまでと同じ限度額となるよう、75歳に到達した月において、移行前後の医療保険制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の2分の1としました。(平成21年1月実施)
- ・長寿医療制度の施行に伴い、一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得者と判定され、自己負担割合が1割から3割となるという問題がありましたが、これまでと同じ1割負担のままとなりました。(平成21年1月実施)

○平成21年度の主な制度改正について(今後変更されることもあります)

長寿医療制度被保険者(被扶養者であった方)の保険料負担軽減(9割軽減)の継続

長寿医療保険料の軽減について

- ・【均等割】均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合に9割軽減する。
- ・【所得割】所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には年金収入153万円から211万円まで)について、5割軽減の継続

問い合わせ先 住民生活課 住民係 ☎73-1415

鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎(0858)32-1097

国民年金講座

●第3号被保険者の届出は、お済みですか？

厚生年金や共済組合に加入している人(第2号被保険者)に扶養されている方(第3号被保険者)は、届出さえすれば、自分で保険料を負担しなくても将来年金を受けることができます。届出は、配偶者である第2号被保険者の勤務先を経由して行います。(健康保険の扶養届と第3号被保険者の届出を同時に行います。)

届出先 「配偶者の勤務先」

平成14年4月より、市町村役場では受付できなくなりました。

●扶養からはずれた場合(種別変更)の届出は...

配偶者が会社を退職して「第1号被保険者」になった場合など、扶養からはずれた場合は、第3号被保険者の方も「第1号被保険者」になります。60歳前であれば、国民年金保険料を自分で納めることになります。

届出先 「市町村役場」

●第3号被保険者の「特例届出」

平成17年4月より、過去のすべての「届出忘れ期間(昭和61年4月以降)」を第3号被保険者期間としてさかのぼって認める「特例届出」がスタートしています。特例届出をすれば、第3号被保険者期間として認められます。(まだ年金を受給していない方も、既に受給されている方も対象です。)

届出先 「社会保険事務所」

～社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について～

- ・国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。
- ・控除証明書についてのお問い合わせは、

控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
(平日9:00～17:00)平成21年3月13日まで

平成21年度の国民年金保険料は、
14,660円/月と決まりました。

問い合わせ先 住民生活課 住民係 ☎73-1415

鳥取社会保険事務所 ☎27-8311